

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長殿

【提出日】

2022年2月21日提出

【発行者名】

PayPayアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】

代表取締役 明丸 大悟

【本店の所在の場所】

東京都千代田区神田錦町一丁目1番地

【事務連絡者氏名】

川田 純司

連絡場所 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地

【電話番号】

03-6275-0936

【届出の対象とした募集（売出）内
国投資信託受益証券に係るファンド
の名称】

P H E I M A S E A N株式ファンド

【届出の対象とした募集（売出）内
国投資信託受益証券の金額】

1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

PHEIM ASEAN株式ファンド

以下、「当ファンド」という場合があります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型、委託者指図型）の受益権です。

当初の信託元本は、１万口当たり１万円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権総口数で除した金額で、当ファンドにおいては、１万口当たりの価額で表示します。基準価額は日々変動します。基準価額は、販売会社もしくは下記「照会先」にお問い合わせください。また、日本経済新聞にも掲載されます。

当ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

■ 照会先 ■

PayPayアセットマネジメント株式会社

照会ダイヤル：Tel 0120 - 580446

< 受付時間 > 営業日の午前９時～午後５時

ホームページ [<https://www.paypay-am.co.jp>]

（５）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.85%（税抜3.5%）を上限として、販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、上記「（４）発行（売出）価格」に記載の照会先にお問い合わせください。

ただし、税引き後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、上記「(4) 発行（売出）価格」に記載の照会先にお問い合わせください。

ただし、税引き後の収益分配金を再投資する場合は、１口以上１口単位となります。

（７）【申込期間】

2022年２月22日から2023年２月20日までとします。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。

（８）【申込取扱場所】

当ファンドの受益権の申込取扱場所（販売会社）は、上記「(4) 発行（売出）価格」に記載の照会先にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込金のお支払期日については、販売会社にお問い合わせください。なお、各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

払込取扱場所は販売会社とします。販売会社については、上記「(4) 発行（売出）価格」に記載の照会先にお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

申込み証拠金

該当事項はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われます。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類・属性区分は以下の通りです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産（収益の源泉）	株式
属性区分	投資対象資産	株式 一般
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	アジア
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

商品分類表の各項目の定義について

- ・「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・「海外」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・「株式」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表の各項目の定義について

- ・「株式 一般」とは、目論見書又は投資信託約款において、株式（大型株および中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
- ・「年1回」とは、目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・「アジア」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・「為替ヘッジなし」とは、目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

当ファンドの商品分類及び属性区分に該当しない定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

ファンドの特色

a．主として東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国の企業の株式への投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

東南アジア諸国連合（ASEAN）とは、1967年に設立された東南アジア地域の地域協力機構で、域内における経済成長、社会・文化的発展の促進、地域における政治・経済的安定の確保、域内諸問題の解決などを目的として設立されました。インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスの10ヶ国が加盟しています。

ASEAN加盟国以外の国の企業の株式に投資を行なう場合もあります。

株式への直接投資に代えて、株式に関連するデリバティブ取引等を使用する場合があります。

b．トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチを組み合わせた運用を行ないます。

トップダウン・アプローチにおいては、投資対象国や業種毎の投資環境に焦点を当てつつ、世界全体のマクロ経済や社会・政治環境等を分析します。また、株式の組入比率については、投資環境等を勘案し機動的に変更します。株式市場に過熱感があると判断される場合には株式の組入比率を引き下げ、割安感があると判断される場合には組入比率を引き上げます。

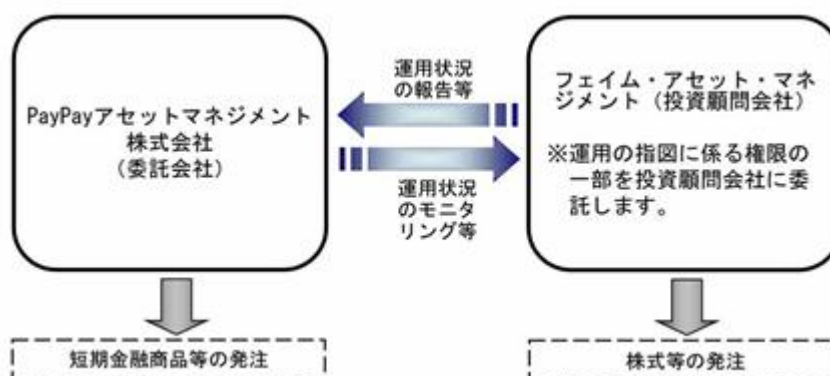
銘柄選定にあたっては、経営陣の質、情報開示姿勢、利益及びキャッシュフローの創出力、自己資本負債比率（財務レバレッジ）、株価収益率（PER）、株価純資産倍率（PBR）等の定量的・定性的な分析に基づき割安と判断される銘柄を選定します。なお、投資環境等によっては、成長性に着目した銘柄選定を行なう場合もあります。

c．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

d．運用の指図に係る権限の一部をフェイム・アセット・マネジメントに委託します。

運用の一層の強化・充実を図るため、運用の指図に係る権限の一部（国内余剰資金の運用の指図に係る権限を除きます。）をフェイム・アセット・マネジメント（投資顧問会社）に委託します。

< 運用体制 >



フェイム・アセット・マネジメント（英文名：PHEIM Asset Management SDN BHD）は、1994年に設立されたマレーシアの運用会社で20年以上のアジア市場での運用経験を有しています。

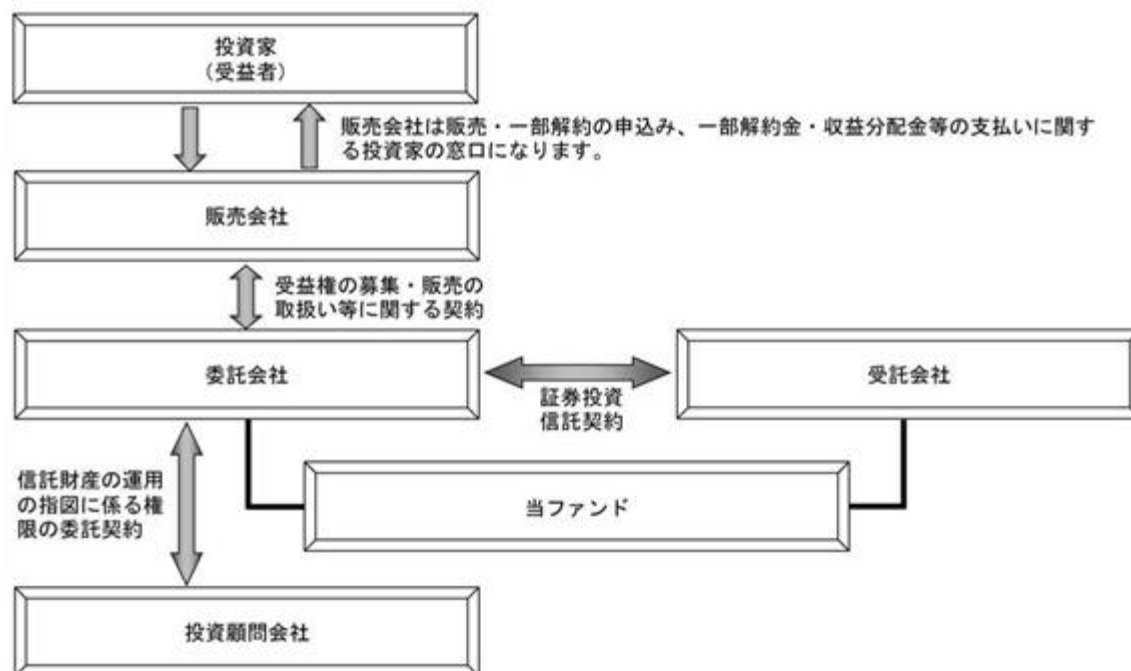
上記は2021年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

平成26年12月26日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社：PayPayアセットマネジメント株式会社
信託財産の運用指図等を行ないます。

投資顧問会社：フェイム・アセット・マネジメント
運用の指図に係る権限の一部の委託を受け、信託財産の運用指図を行ないます。

受託会社：みずほ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）
信託財産の管理業務等を行ないます。

販売会社：
当ファンドの募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金・償還金・一部解約金の支払いの取扱い等を行ないます。

関係法人との契約等の概要

a．証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行なう受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、一部解約の取扱い等を規定しています。

c．信託財産の運用の指図に係る権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において締結しており、投資顧問会社の業務内容、委託会社への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

委託会社等の概況（2021年12月末日現在）

a．資本金の額

資本金の額は金95百万円です。

b．委託会社の沿革

平成16年5月12日 「株式会社フィスコアセットマネジメント」設立

平成16年8月4日 有価証券に係る投資顧問業の登録

平成19年1月30日 投資信託委託業の認可取得

平成20年5月20日 商号を「株式会社フィスコアセットマネジメント」から「TAKMAキャピタル株式会社」に変更

平成21年4月1日 商号を「TAKMAキャピタル株式会社」から「ITCインベストメント・パートナーズ株式会社」に変更

平成25年4月1日 商号を「ITCインベストメント・パートナーズ株式会社」から「アストマックス投信投資顧問株式会社」に変更

令和3年3月8日 商号を「アストマックス投信投資顧問株式会社」から「PayPayアセットマネジメント株式会社」に変更

c．大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
Zフィナンシャル株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	35,635株	50.1%
アストマックス株式会社	東京都品川区東五反田二丁目10番2号	35,494株	49.9%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資対象

主として東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国の企業の株式への投資を行ないます。なお、ASEAN加盟国以外の国の企業の株式に投資を行なう場合もあります。

株式への直接投資に代えて、株式に関連するデリバティブ取引等を使用する場合があります。

投資態度

- ・トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチを組み合わせた運用を行ないます。株式の組入れにあたっては、原則として株価が割安と判断される銘柄の選定を行ないます。また、株式の組入比率については、投資環境等を勘案し機動的に変更します。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ・運用の指図に係る権限の一部をフェイム・アセット・マネジメント（投資顧問会社）に委託します。
- ・市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に掲げるものをいいます。以下、同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。以下、同じ。）

ニ．金銭債権

- 2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1．株券または新株引受権証券

- 2．国債証券

- 3．地方債証券

- 4．特別の法律により法人の発行する債券

- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

- 6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

- 9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

- 10．コマーシャル・ペーパー

- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。）および新株予約権証券

- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
- 17．預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
- 20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下、「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の証券のうち投資法人債券を以下、「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下、「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

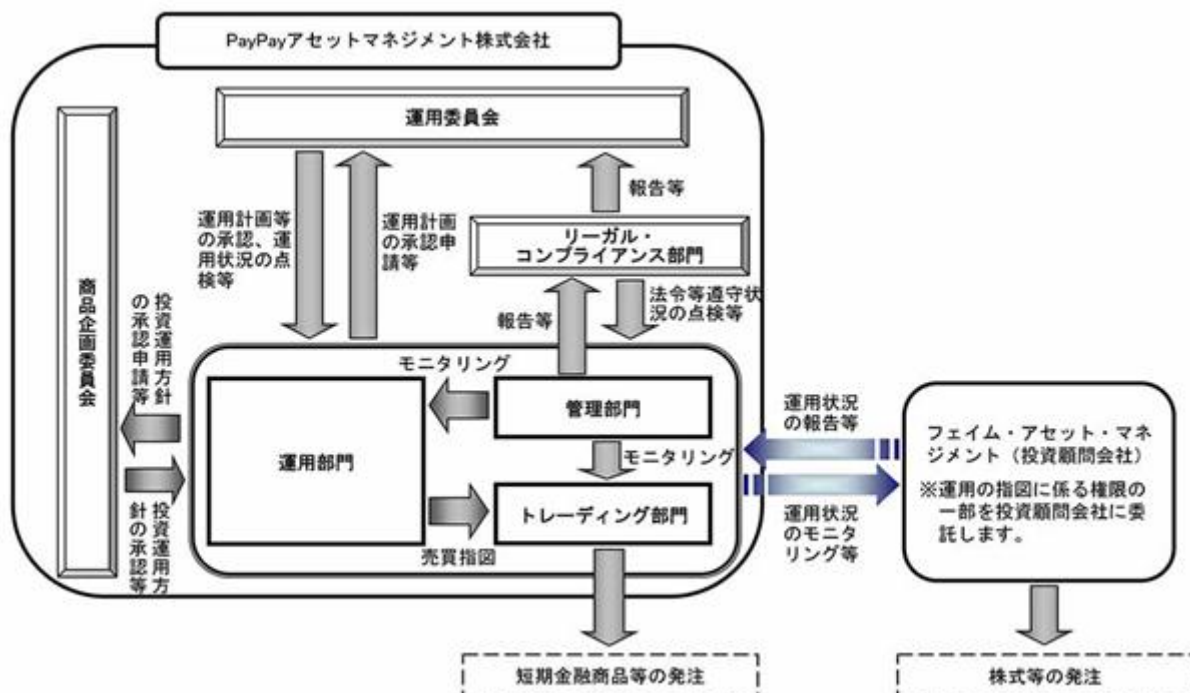
委託会社では、投資運用方針の審議・決定機関である商品企画委員会の決定に則り、運用部門が運用計画の策定、信託財産の運用の指図に関する事項を担当しています。

運用部門は、常時ポートフォリオ運用のための投資環境分析を行なっています。また、運用部門が中心となり、運用の指図に係る権限の一部を委託している投資顧問会社の運用状況等を常時モニターしています。

トレーディング部門は、運用部門の指図に基づいた発注および約定の確認等を行ないます。トレーディング部門は、運用部門が決定する投資内容がファンドの投資運用方針等に沿っているかどうかの第一次チェックを行ない、必要に応じて速やかに是正措置を講じます。また、管理部門においても日々運用状況のモニタリングを行なっており、運用委員会で承認された運用計画と投資行動の整合性、法令および信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況等を確認します。

リーガル・コンプライアンス部門は、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して運用状況の点検を行なうとともに、管理部門が行なうモニタリングの適切性等の確認を行なっています。これらの結果は月次の運用委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等が行なわれます。

なお、リーガル・コンプライアンス部門は２名程度、商品企画委員会及び運用委員会は代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等４～１０名程度で構成されています。



委託会社では、受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合等を行なっています。また、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の遂行状況等をモニターしています。

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンド・マネージャーが遵守すべき規定並びにデリバティブ取引、資金の借入れ、外国為替の予約取引、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けています。

上記は2021年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年１回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

毎決算期に収益の分配を行なう方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益の分配を行なわない場合もあります。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行ないます。

配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

ファンドの決算日

原則として毎年11月20日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までに支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

株式への投資割合（信託約款）

株式への投資割合には、制限を設けません。

投資信託証券への投資割合（信託約款）

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

信用リスク集中回避のための投資制限（信託約款）

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等に係る投資制限（信託約款）

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

外貨建資産への投資割合（信託約款）

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

投資する株式等の範囲（信託約款）

- 1．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2．上記１．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

信用取引は、行ないません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款）

- 1．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下、同じ。）。
- 2．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 3．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（信託約款）

- 1．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- 2．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

4．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の運用指図・目的・範囲（信託約款）

1．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引を行なうことの指図をすることができます

2．金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3．金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

4．委託会社は、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付けの指図および範囲（信託約款）

1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

・株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

・公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2．上記1．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ（信託約款）

1．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- 2．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

同一法人の発行する株式の取得制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

投資信託財産の運用として行なうデリバティブ取引の制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（本 においてデリバティブ取引とは金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引、選択権付債券売買及び商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。）を行ない、または継続することを内容とした運用を行なうことはできません。

信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行なうことはできません。

流動性リスク管理態勢の整備（金融商品取引業等に関する内閣府令）

投資信託財産の運用に関し、保有する有価証券その他の資産の流動性に係る管理について受益者の解約の申入れに応ずることができなくなることを防止するための合理的な措置を講ずることなく、当該運用を行なうことはできません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、主として株式など値動きのある有価証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。当ファンドの運用により信託財産に生じた利益および損失は、受益者に帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

なお、当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

株価変動リスク

一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、当ファンドが組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。アジア諸国の株式は、一般に先進諸国の株式等に比べて流動性リスクが高いと考えられます。

信用リスク

株式や公社債等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、当該株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。

カントリー・リスク

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。

また、アジア諸国の金融・証券市場は、一般に先進諸国の金融・証券市場に比べ、市場規模、取引量が小さく、法制度（金融・証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性があることが考えられます。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、アジア諸国の金融・証券市場は先進諸国の金融・証券市場に比べカントリー・リスクが高いことが考えられます。

為替リスク

外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。

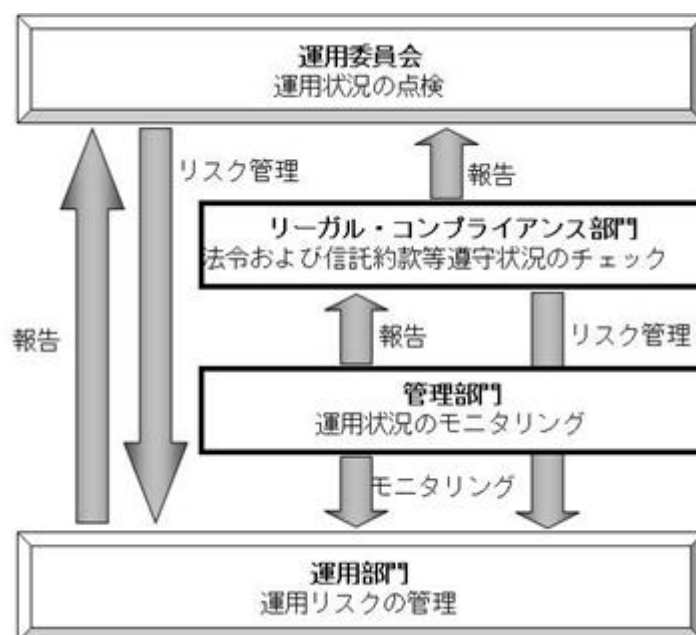
一部解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が下落することが考えられます。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には運用の基本方針にしたがって運用ができない場合があります。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクの管理体制



信託財産における運用リスクについては、運用部門責任者およびファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行なっています。

リーガル・コンプライアンス部門においては、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して法令および信託約款等の遵守状況を日々チェックしています。

これらの結果は、代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会でも運用状況の点検が行なわれています。

流動性リスク管理に関する社内規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行なっています。運用委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。

上記は2022年1月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

2.投資リスク

参考情報

下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

左のグラフは、過去5年間の当ファンドの年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

右のグラフは、過去5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算したものであり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- * 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づき計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 各資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>

日 本 株……東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株……MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースで表示しています。

※各指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は以下の通り帰属します。

指数	帰属
東証株価指数	株式会社東京証券取引所
MSCIコクサイ・インデックス	MSCI Inc.
MSCIエマージング・マーケット・インデックス	MSCI Inc.
NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
FTSE世界国債インデックス	FTSE Fixed Income LLC
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	J.P.Morgan Securities LLC

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.85%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。

販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

税引き後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。

当ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

■ 照会先 ■	
PayPayアセットマネジメント株式会社	
照会ダイヤル：Tel 0120 - 580446	
＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時	
ホームページ [https://www.paypay-am.co.jp]	

申込手数料は、購入時の商品および投資環境に関する説明や情報提供、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。詳しくは販売会社にお問合わせ下さい。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。なお、途中換金される場合には信託財産留保額が控除されます。信託財産留保額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

信託財産留保額は、信託期間の途中で換金する場合に、換金に必要な費用を賄うため基準価額から控除され、信託財産中に留保される額です。

（３）【信託報酬等】

当ファンドでは、信託報酬とは別にファンドの実績に応じて実績報酬が信託財産中から支払われます。

信託報酬

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.815%（税抜年1.65%）の率を乗じて得た額です。

委託会社、受託会社、販売会社間の配分については次の通りです。

信託報酬の配分 （税抜）	委託会社	年1.20%
	受託会社	年0.05%
	販売会社	年0.40%

信託財産の運用の指図に対する投資顧問会社の報酬は、上記の委託会社が受取る報酬の中から支払われます。

信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（6ヶ月終了日が休業日の場合は、翌営業日とします。）、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

実績報酬

実績報酬は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の1万口当たりの基準価額（当該計算日がこの信託契約締結日であるときは10,000円とします。）からハイ・ウォーター・マークを控除した差額が正数の場合、当該差額に11.0%（税抜10.0%）の率を乗じて得た額に、当該計算日の受益権総口数を10,000で除したものを乗じて得た額（以下、「実績報酬額」といいます。）から前営業日の実績報酬額（前営業日に一部解約があった場合には当該解約に係る口数に相当する前営業日の実績報酬額を控除した額とします。）を控除した額を計上します。

ハイ・ウォーター・マークは、下記に定めるところによります。

1. 第1計算期間 10,000円（1万口当たり、以下同じ。）
2. 第2計算期間以降 当該計算期または信託終了の日前の各計算期間の末日の基準価額のうち最も高い価額とします。ただし、当該最も高い価額が10,000円を下回るときおよび信託終了の日が第1計算期間の末日の前であるときは、10,000円とします。

実績報酬額は、計算期間末日および信託終了の日において、収益分配金および実績報酬控除前の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回る場合、信託財産中から支弁されます。実績報酬額は、資金の運用の対価として、委託会社が収受し、委託会社から投資顧問会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：資金の運用の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

（４）【その他の手数料等】

その他の費用

- (イ) ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。
 - (ロ) 信託財産において一部解約金の支払資金等に不足額が生じるときに資金借入れを行なった場合、その借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
 - (ハ) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- 以下に定める諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。
- (イ) 信託約款の作成および監督官庁への届出等に係る費用
 - (ロ) 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用
 - (ハ) 目論見書の作成、印刷および交付等に係る費用
 - (ニ) 運用報告書の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
 - (ホ) 信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷等に係る費用
 - (ヘ) この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用
 - (ト) 投資信託財産の監査に係る費用
 - (チ) この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬

上記の諸費用は、委託会社が合理的な見積率により計算した額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。なお、これら諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（6ヶ月終了日が休業日の場合は、翌営業日とします。）、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

上記「その他の手数料等」については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。

当ファンドの手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個別元本について

- a．追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、複数支店で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- c．元本払戻金（特別分配金）が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

- a．個人の受益者に対する課税

１．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除は適用されません。）を選択することもできます。

２．一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収選択口座においては原則として確定申告は不要となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日より開始された非課税制度です。公募株式投資信託は税法上、NISAの適用対象となります。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、「ジュニアNISA」は、年間80万円の範囲で20歳未満の方を対象とした非課税制度となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度は適用されません。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

以下は2021年12月30日現在の運用状況です。また、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	マレーシア	193,657,976	36.48
	インドネシア	103,914,594	19.57
	シンガポール	62,736,879	11.82
	フィリピン	50,884,729	9.59
	ケイマン諸島	18,433,836	3.47
	タイ	11,526,866	2.17
	中国	10,527,075	1.98
	ベトナム	4,481,081	0.84
	オーストラリア	2,209,253	0.42
	香港	0	0.00
	小計	458,372,289	86.35
新株予約権証券	マレーシア	841,702	0.16
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	71,645,862	13.50
合計（純資産総額）	-	530,859,853	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価		時価		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	シンガポール	株式	IX BIOPHARMA LTD	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,616,881	20.01	32,354,193	16.86	27,260,128	5.14
2	シンガポール	株式	Q&M DENTAL GROUP SINGAPORE	ヘルスケア機器・サービス	342,940	51.09	17,520,805	50.66	17,374,798	3.27
3	マレーシア	株式	CAHYA MATA SARAWAK BHD	資本財	403,500	38.33	15,466,133	35.30	14,242,194	2.68
4	マレーシア	株式	KRONOLOGI ASIA BHD	ソフトウェア・サービス	813,100	16.68	13,565,092	16.96	13,789,308	2.60
5	マレーシア	株式	UNITED U-LI CORP BHD	素材	386,250	38.61	14,911,452	35.30	13,633,327	2.57
6	フィリピン	株式	GLOBAL FERRONICKEL HOLDINGS	素材	2,666,000	4.65	12,386,567	4.89	13,047,985	2.46
7	インドネシア	株式	TOTAL BANGUN PERSADA	資本財	4,795,900	2.72	13,052,521	2.56	12,275,586	2.31
8	インドネシア	株式	ELECTRONIC CITY INDONESIA TB	小売	1,640,000	7.61	12,486,960	7.41	12,154,860	2.29
9	インドネシア	株式	INTEGRA INDOCABINET TBK PT	耐久消費財・アパレル	1,522,000	6.89	10,478,970	6.68	10,170,765	1.92
10	マレーシア	株式	MUHIKBAH ENGINEERING (M) BHD	資本財	442,900	25.23	11,175,068	22.47	9,953,749	1.88
11	マレーシア	株式	SARAWAK OIL PALMS BERHAD	食品・飲料・タバコ	98,100	100.65	9,873,821	97.07	9,522,151	1.79
12	マレーシア	株式	FAVELLE FAVCO BHD	資本財	140,900	64.80	9,130,662	67.28	9,480,347	1.79
13	マレーシア	株式	MEGA FIRST CORP BHD	公益事業	94,580	97.89	9,258,722	96.79	9,154,399	1.72
14	インドネシア	株式	TEMPO SCAN PACIFIC TBK PT	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	765,300	12.03	9,205,411	11.95	9,143,422	1.72
15	マレーシア	株式	TA ANN HOLDINGS BERHAD	素材	91,400	86.86	7,939,262	97.34	8,897,014	1.68
16	ケイマン諸島	株式	TRANS-CHINA AUTOMOTIVE HOLDING	自動車・自動車部品	379,700	25.97	9,861,094	23.42	8,891,150	1.67
17	マレーシア	株式	SCICOM (MSC) BHD	ソフトウェア・サービス	270,000	31.44	8,487,739	30.88	8,338,831	1.57
18	インドネシア	株式	METRODATA ELECTRONIC PT	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	256,600	28.67	7,357,748	31.43	8,064,425	1.52
19	シンガポール	株式	WILTON RESOURCES CORP LTD	金鉱	5,689,000	1.87	10,657,204	1.36	7,750,694	1.46
20	マレーシア	株式	HIBISCUS PETROLEUM BHD	エネルギー	323,100	22.61	7,305,908	22.75	7,350,456	1.38
21	フィリピン	株式	SHAKEYS PIZZA ASIA VENTURES	消費者サービス	305,000	20.16	6,149,799	22.69	6,920,244	1.30
22	マレーシア	株式	EVERGREEN FIBREBOARD BHK	素材	495,800	12.00	5,947,291	13.51	6,699,247	1.26
23	マレーシア	株式	MKH BHD	不動産	192,420	36.68	7,057,083	34.19	6,579,536	1.24
24	マレーシア	株式	GLOBETRONICS TECHNOLOGY BHD	半導体・半導体製造装置	140,600	52.12	7,327,748	46.05	6,474,783	1.22
25	フィリピン	株式	SECURITY BANK CORP	銀行	23,900	271.78	6,495,439	269.52	6,441,535	1.21
26	マレーシア	株式	MALAYAN BANKING BERHAD	銀行	27,900	222.81	6,216,400	229.70	6,408,739	1.21
27	マレーシア	株式	INARI AMERTRON BHD	半導体・半導体製造装置	57,900	117.20	6,785,641	108.65	6,290,689	1.18
28	フィリピン	株式	AYALA LAND INC	不動産	76,300	83.79	6,393,033	80.41	6,134,902	1.16
29	インドネシア	株式	SURYA PERTIWI TBK PT	耐久消費財・アパレル	1,134,399	5.51	6,248,270	5.22	5,926,668	1.12
30	インドネシア	株式	SOLUSI SINERGI DIGITAL TBK P	メディア・娯楽	1,320,000	5.47	7,217,100	4.41	5,827,140	1.10

種類別及び業種別の投資比率

種類	業種	投資比率(%)
株式	資本財	12.65
	素材	9.92
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.86
	不動産	6.48
	食品・飲料・タバコ	5.32
	ソフトウェア・サービス	5.12
	銀行	4.70
	小売	4.37
	ヘルスケア機器・サービス	3.62
	耐久消費財・アパレル	3.24
	エネルギー	2.99
	半導体・半導体製造装置	2.67
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.47
	消費者サービス	2.10
	公益事業	1.72
	自動車・自動車部品	1.67
	金鉱	1.46
	建設資材	1.45
	メディア・娯楽	1.10
	エネルギー関連機器・サービス	1.01
	食品・生活必需品小売り	0.88
	運輸	0.86
	機械・エンジニアリング	0.85
	農業	0.73
	家庭用品・パーソナル用品	0.67
	各種金融	0.47
	非鉄金属	0.42
	鉄鋼	0.29
	建設	0.24
	小計	86.35
新株予約権証券		0.16
合計		86.50

【投資不動産物件】

該当事項はございません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はございません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2021年12月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末	(2015年11月20日)	2,928	2,928	0.9306	0.9306
第2計算期間末	(2016年11月21日)	3,085	3,085	0.8240	0.8240
第3計算期間末	(2017年11月20日)	1,953	1,953	0.9806	0.9806
第4計算期間末	(2018年11月20日)	853	853	0.7872	0.7872
第5計算期間末	(2019年11月20日)	655	655	0.7798	0.7798
第6計算期間末	(2020年11月20日)	582	582	0.8523	0.8523
第7計算期間末	(2021年11月22日)	552	552	1.1366	1.1366
	2020年12月末日	632	-	0.9763	-
	2021年1月末日	592	-	0.9694	-
	2月末日	611	-	1.0288	-
	3月末日	602	-	1.0259	-
	4月末日	583	-	1.0601	-
	5月末日	573	-	1.0630	-
	6月末日	555	-	1.0602	-
	7月末日	541	-	1.0410	-
	8月末日	548	-	1.0833	-
	9月末日	546	-	1.0936	-
	10月末日	564	-	1.1460	-
	11月末日	533	-	1.0968	-
	12月末日	530	-	1.0960	-

（注）純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

【分配の推移】

計算期間	1口当たり分配金(円)
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000
第4期	0.0000
第5期	0.0000
第6期	0.0000
第7期	0.0000

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第1期	6.9
第2期	11.5
第3期	19.0
第4期	19.7
第5期	0.9
第6期	9.3
第7期	33.4

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 期	3,272,101,472	125,421,426	3,146,680,046
第 2 期	1,381,813,744	784,261,360	3,744,232,430
第 3 期	153,594,316	1,905,813,975	1,992,012,771
第 4 期	1,267,874	908,530,308	1,084,750,337
第 5 期	-	244,615,798	840,134,539
第 6 期	-	156,594,132	683,540,407
第 7 期	8,982	197,391,078	486,158,311

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

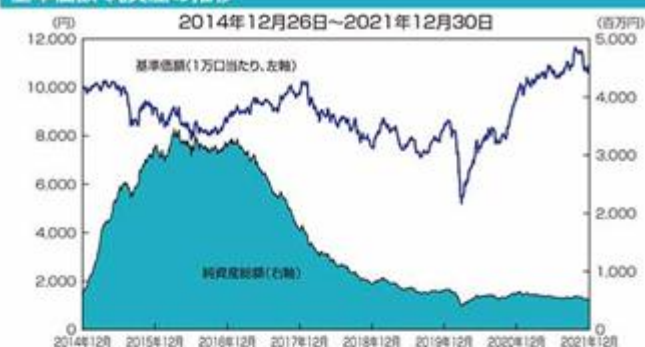
(注2) 第 1 期の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

(参考情報)

3.運用実績

データは2021年12月末日現在

基準価額・純資産の推移



分配の推移

決算期	分配金
第3期(2017年11月20日)	0円
第4期(2018年11月20日)	0円
第5期(2019年11月20日)	0円
第6期(2020年11月20日)	0円
第7期(2021年11月22日)	0円
設定来累計	0円

※分配金は、1万口当たり、税引き前の値を記載しています。

《基準価額・純資産総額》

基準価額	10,960円
純資産総額	530百万円

主要な資産の状況

◆ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	比率(%)
株式	マレーシア	36.5
	インドネシア	19.6
	シンガポール	11.8
	フィリピン	9.6
	ケイマン諸島	3.5
	タイ	2.2
	中国	2.0
	ベトナム	0.8
	オーストラリア	0.4
	香港	0.0
新株予約権証券	マレーシア	0.2
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		13.5
合計(純資産総額)		100.0

◆株式の組入上位5業種の組入比率

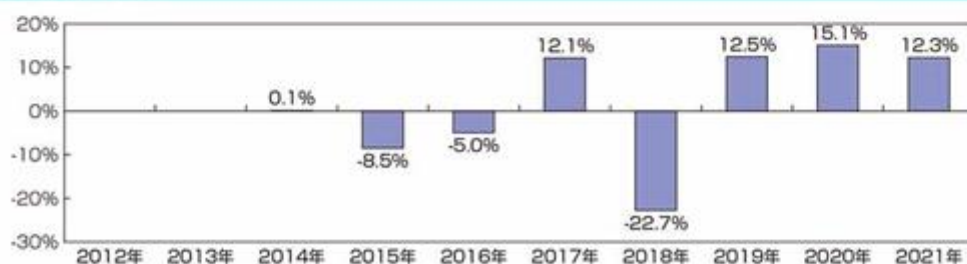
	業種	比率(%)
1	資本財	12.6
2	素材	9.9
3	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.9
4	不動産	6.5
5	食品・飲料・タバコ	5.3

◆組入上位10銘柄の組入比率

	銘柄名	種類	国名	業種	比率(%)
1	IX BIOPHARMA LTD	株式	シンガポール	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.1
2	Q&M DENTAL GROUP SINGAPORE	株式	シンガポール	ヘルスケア機器・サービス	3.3
3	CAHYA MATA SARAWAK BHD	株式	マレーシア	資本財	2.7
4	KRONOLOGI ASIA BHD	株式	マレーシア	ソフトウェアサービス	2.6
5	UNITED U-LI CORP BHD	株式	マレーシア	素材	2.6
6	GLOBAL FERRONICKEL HOLDINGS	株式	フィリピン	素材	2.5
7	TOTAL BANGUN PERSADA	株式	インドネシア	資本財	2.3
8	ELECTRONIC CITY INDONESIA TB	株式	インドネシア	小売	2.3
9	INTEGRA INDOCABINET TBK PT	株式	インドネシア	耐久消費財・アパレル	1.9
10	MUHIHBAH ENGINEERING (M) BHD	株式	マレーシア	資本財	1.9

※比率は、純資産総額に対する評価額の割合を記載しています。

年間収益率の推移



※当ファンドにベンチマークはありません。

※2014年は設定日(2014年12月26日)から年末までの騰落率、2021年は2021年12月末日までの騰落率を記載しています。

※騰落率は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

お申込みには、分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取るコース（「分配金受取コース」といいます。）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」といいます。）の2つのコースがあります。ただし、販売会社によって取扱うコースが異なることがありますので、お申込みの際は、必ず販売会社にご確認ください。

受益権の取得申込者は「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」のいずれかの方法により取得の申込みを行ないます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- (2) 受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

- (3) 申込単位は、販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により、税引き後の収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。

- (4) 受益権の販売価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により、税引き後の収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として決算日の基準価額とします。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は、販売会社もしくは下記「照会先」に問い合わせることにより知ることができます。また、日本経済新聞にも掲載されます。

- (5) 当ファンドの受益権の取得申込みは、毎営業日に販売会社において受付けます。ただし、取得申込日がクアラルンプール証券取引所の休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込みの受付は行ないません。なお、取得申込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することがあります。

- (6) 受益権の取得申込者は、お申込金額と申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を販売会社が指定する期日までにお支払いいただきます。

ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

■ 照会先 ■

PayPayアセットマネジメント株式会社

照会ダイヤル：Tel 0120 - 580446

< 受付時間 > 営業日の午前 9 時～午後 5 時

ホームページ [<https://www.paypay-am.co.jp>]

2【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。

(1) 受益者は、原則として毎営業日において、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。ただし、一部解約請求の申込日がクアラルンプール証券取引所の休業日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約請求の受付は行ないません。なお、一部解約の実行の請求をする場合は、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として営業日の午後 3 時までとし、当該受付時間を過ぎての一部解約の実行の請求は、翌営業日の取扱いとなります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2) 一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(3) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けたときは、1 口単位をもってこの信託契約の一部を解約します。

(4) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除して得た価額（以下、「解約価額」といいます。）とします。

基準価額および解約価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額および解約価額は、販売会社もしくは上記「1 申込（販売）手続等」に記載の照会先に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は、日本経済新聞にも掲載されます。

(5) 一部解約金は、一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(6) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。また、信託財産の資産管理を円滑に行なうために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

(7) 一部解約の実行の請求の受付が中止されたときは、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額で、当ファンドでは１万口当たりの価額で表示します。基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。

なお、信託財産に属する外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、販売会社もしくは上記「１ 申込（販売）手続等」に記載の照会先に問い合わせることにより知ることができます。また、日本経済新聞にも掲載されます。

株式の評価は、原則として、基準価額計算日（外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日）の金融商品取引所の終値で評価します。

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は2024年11月20日までとします。ただし、下記「(5) その他 信託の終了」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年11月21日から翌年11月20日までとします。

上記の場合において、計算期間の最終日が休日に当たるときは、休日の翌営業日を当該計算期間の最終日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。

（５）【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、上記1.の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
3. 上記2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 上記2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

- 5．上記2．から4．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記2．から4．までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
 - 6．委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - 7．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、「信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - 8．受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 信託約款の変更
- 1．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本「信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - 2．委託会社は、上記1．の事項（上記1．の変更事項にあってはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - 3．上記2．の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、本3．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - 4．上記2．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
 - 5．書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - 6．上記2．から5．までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - 7．上記1．から6．までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。
 - 8．委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記1．から7．までの規定にしたがいます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が自己が保有する受益権について一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記 に規定する信託契約の解約または上記 に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

関係法人との契約の更改等

a．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとします。

b．信託財産の運用指図に係る権限の委託契約

当該契約は、原則としてファンドの償還日に終了するものとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の内容を変更することまたは契約を解約することがあります。

運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券の売買状況、費用明細等のうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.paypay-am.co.jp>）に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行ないます。

公告アドレス <https://www.paypay-am.co.jp/notification/>

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に帰属します。

受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

a. 「分配金受取コース」により取得している場合

収益分配金は、毎決算日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日までの日）から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

b. 「分配金再投資コース」により取得している場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、収益分配金について上記の支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して 5 営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益者が、信託終了による償還金について、上記の支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して 1 口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行なうものとし、

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として 6 営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(4) 反対受益者の買取請求権

上記「3 資産管理等の概要（5）」の項をご参照ください。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

第3【ファンドの経理状況】

PHEIM ASEAN株式ファンド

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（自令和2年11月21日 至令和3年11月22日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【PHEIM ASEAN株式ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 (令和2年11月20日現在)	第7期 (令和3年11月22日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	93,053,425	55,695,623
コール・ローン	18,009,925	26,297,809
株式	480,032,413	482,866,119
新株予約権証券	404,049	831,681
未収入金	2,449,233	-
未収配当金	1,144,795	742,391
流動資産合計	595,093,840	566,433,623
資産合計	595,093,840	566,433,623
負債の部		
流動負債		
未払金	6,530,057	-
未払解約金	355,409	-
未払受託者報酬	155,990	155,788
未払委託者報酬	4,991,734	13,411,518
未払利息	20	50
その他未払費用	493,350	286,110
流動負債合計	12,526,560	13,853,466
負債合計	12,526,560	13,853,466
純資産の部		
元本等		
元本	683,540,407	486,158,311
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	100,973,127	66,421,846
元本等合計	582,567,280	552,580,157
純資産合計	582,567,280	552,580,157
負債純資産合計	595,093,840	566,433,623

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 6 期 (自 令和元年11月21日 至 令和 2 年11月20日)	第 7 期 (自 令和 2 年11月21日 至 令和 3 年11月22日)
営業収益		
受取配当金	10,853,483	9,615,140
配当株式	50,768	-
受取利息	193,392	4,127
有価証券売買等損益	70,708,771	152,801,577
為替差損益	17,021,244	33,697,994
営業収益合計	64,785,170	196,118,838
営業費用		
支払利息	7,296	6,504
受託者報酬	314,916	321,233
委託者報酬	10,077,292	18,705,719
その他費用	4,994,743	5,632,678
営業費用合計	15,394,247	24,666,134
営業利益又は営業損失（ ）	49,390,923	171,452,704
経常利益又は経常損失（ ）	49,390,923	171,452,704
当期純利益又は当期純損失（ ）	49,390,923	171,452,704
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	30,812	33,328,783
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	184,970,349	100,973,127
剰余金増加額又は欠損金減少額	34,637,111	29,271,052
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	34,637,111	29,270,354
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	698
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	100,973,127	66,421,846

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場で評価しております。 なお、直近の日の最終相場によることが適当ではないと委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき当該委託会社が合理的事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって認める評価額で評価しております。
2．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、国内における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4．収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (3) 為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1) 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 (2) ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年11月21日から翌年11月20日までとしておりますが、第7期計算期間は当計算期間末日が休業日のため、令和2年11月21日から令和3年11月22日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第6期 (令和2年11月20日現在)	第7期 (令和3年11月22日現在)
1．当該計算期間末日における受益権の総数	683,540,407口	486,158,311口
2．「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 100,973,127円	元本の欠損 -円
3．1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.8523円 (8,523円)	1.1366円 (11,366円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第6期 (自 令和元年11月21日 至 令和 2年11月20日)	第7期 (自 令和2年11月21日 至 令和3年11月22日)
1．投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用	4,593,059円	12,332,697円
2．分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,003,631円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（-円）、収益調整金（781,322円）、及び分配準備積立金（26,590,851円）より、分配対象収益は35,375,804円（10,000口当たり517.52円）であります。が、基準価額の水準や市場動向等を勘案して分配はしておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,380,227円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（61,908,870円）、収益調整金（556,196円）、及び分配準備積立金（24,715,811円）より、分配対象収益は94,561,104円（10,000口当たり1,945.05円）であります。が、基準価額の水準や市場動向等を勘案して分配はしておりません。
3．剰余金増加額・減少額及び欠損金減少額・増加額	「当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」は欠損金増加額との純額を表示しております。	「当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」はそれぞれ欠損金増加額との純額を表示しております。

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

項目	第6期 (自 令和元年11月21日 至 令和 2年11月20日)	第7期 (自 令和2年11月21日 至 令和3年11月22日)
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2．金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。また当ファンドが保有する有価証券は株式及び新株予約権証券であります。 これらの金融商品は、株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、並びに流動性リスク等に晒されております。なお、当ファンドは主に外貨建資産の売買代金等の受取または支払を目的として為替予約取引を行っております。 当該為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。また当ファンドが保有する有価証券は株式及び新株予約権証券であります。 これらの金融商品は、株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、並びに流動性リスク等に晒されております。なお、当ファンドは主に外貨建資産の売買代金等の受取または支払を目的として為替予約取引を行っております。 当該為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	運用業務に関する社内規程及びマニュアルに従い、運用部門責任者及びファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行っております。管理部門においては、日々運用状況のモニタリングを行っており、投資運用方針・運用計画と投資行動の整合性、法令及び信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況等を確認しております。リーガル・コンプライアンス部門は、リスク管理統括部署として、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して日々運用状況の点検を行うとともに、管理部門が行うモニタリングの適切性等の確認を行っております。これらの結果は代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会においても運用状況の点検が行われております。	運用業務に関する社内規程及びマニュアルに従い、運用部門責任者及びファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行っております。管理部門においては、日々運用状況のモニタリングを行っており、投資運用方針・運用計画と投資行動の整合性、法令及び信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況等を確認しております。リーガル・コンプライアンス部門は、リスク管理統括部署として、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して日々運用状況の点検を行うとともに、管理部門が行うモニタリングの適切性等の確認を行っております。これらの結果は代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会においても運用状況の点検が行われております。

・金融商品の時価等に関する事項

第6期 (令和2年11月20日現在)	第7期 (令和3年11月22日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品については、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品については、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 (1) 株式及び新株予約権証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。	2. 時価の算定方法 (1) 株式及び新株予約権証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。	4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 (令和2年11月20日現在)	第7期 (令和3年11月22日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	11,003,658	34,151,968
新株予約権証券	235,695	16,278
合計	10,767,963	34,168,246

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の変動

第6期 （自 令和元年11月21日 至 令和 2年11月20日）		第7期 （自 令和2年11月21日 至 令和3年11月22日）	
期首元本額	840,134,539円	期首元本額	683,540,407円
期中追加設定元本額	-円	期中追加設定元本額	8,982円
期中一部解約元本額	156,594,132円	期中一部解約元本額	197,391,078円

（４）【附属明細表】

第１．有価証券明細表

株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
オーストラリアドル	TUNGSTEN MINING NL	240,759	0.15	36,113.85	
	オーストラリアドル 小計	240,759	-	36,113.85 (2,979,031)	
香港ドル	XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	28,000	14.80	414,400.00	
	CHINA YUHUA EDUCATION CORP L	108,000	3.51	379,080.00	
	CHINA MODERN DAIRY HOLDINGS	269,000	1.39	373,910.00	
	NATURAL FOOD INTERNATIONAL H	470,000	0.63	296,100.00	
	UMP HEALTHCARE HOLDINGS LTD	143,723	0.80	114,978.40	
	HUA HAN HEALTH INDUSTRY H	1,524,000	0.00	0.00	
	香港ドル 小計	2,542,723	-	1,578,468.40 (23,124,562)	
シンガポールドル	SOUTHERN ALLIANCE MINING LTD	25,900	0.73	19,036.50	
	WILTON RESOURCES CORP LTD	5,689,000	0.02	125,158.00	
	GRAND VENTURE TECHNOLOGY LTD	42,400	1.30	55,120.00	
	TRANS-CHINA AUTOMOTIVE HOLDING	379,700	0.30	115,808.50	
	INDOFOOD AGRI RESOURCES LTD	46,000	0.32	14,950.00	
	Q&M DENTAL GROUP SINGAPORE	428,640	0.60	257,184.00	
	IX BIOPHARMA LTD	1,616,881	0.23	379,967.03	
	SERIAL SYSTEM LTD	345,000	0.12	41,745.00	
	シンガポールドル 小計	8,573,521	-	1,008,969.03 (84,480,976)	
マレーシアリングット	GREATECH TECHNOLOGY BHD	14,900	7.06	105,194.00	
	MI EQUIPMENT HOLDING BHD	18,700	3.53	66,011.00	
	KSL HOLDINGS BHD	179,000	0.65	116,350.00	
	BAHVEST RESOURCES BHD	323,000	0.49	159,885.00	
	GABUNGAN AGRS BHD	105,000	0.47	49,350.00	
	HIBISCUS PETROLEUM BHD	323,100	0.82	264,942.00	
	WAH SEONG CORP BHD	153,758	0.73	112,243.34	
	ABLE GLOBAL BHD	88,900	1.69	150,241.00	
	BP PLASTICS HOLDING BHD	30,000	2.91	87,300.00	
	EVERGREEN FIBREBOARD BHK	495,800	0.43	215,673.00	
	LOTTE CHEMICAL TITAN HOLDING	51,900	2.27	117,813.00	
	TA ANN HOLDINGS BERHAD	91,400	3.15	287,910.00	
	UNITED U-LI CORP BHD	386,250	1.40	540,750.00	
	CAHYA MATA SARAWAK BHD	403,500	1.39	560,865.00	
	FAVELLE FAVCO BHD	140,900	2.35	331,115.00	
	GADANG HOLDINGS BHD	150,000	0.37	55,500.00	
	KIMLUN CORP BHD	173,062	0.85	147,968.01	
	MUHIBBAH ENGINEERING (M) BHD	442,900	0.91	405,253.50	
	PESTECH INTERNATIONAL BHD	148,160	1.00	148,160.00	
	PERAK TRANSIT BHD	274,733	0.68	186,818.44	
	SARAWAK OIL PALMS BERHAD	98,100	3.65	358,065.00	
	TEO SENG CAPITAL BHD	215,700	0.75	161,775.00	
	NOVA WELLNESS GROUP BHD	35,000	0.95	33,425.00	

	NTPM HOLDINGS BHD	265,100	0.50	132,550.00	
	MALAYAN BANKING BERHAD	27,900	8.08	225,432.00	
	AME ELITE CONSORTIUM BHD	27,600	1.80	49,680.00	
	LAND & GENERAL BHD	1,471,900	0.11	169,268.50	
	MKH BHD	192,420	1.33	255,918.60	
	KRONOLOGI ASIA BHD	813,100	0.60	491,925.50	
	SCICOM (MSC) BHD	270,000	1.14	307,800.00	
	SECUREMETRIC BHD	796,000	0.12	99,500.00	
	MEGA FIRST CORP BHD	94,580	3.55	335,759.00	
	GLOBETRONICS TECHNOLOGY BHD	140,600	1.89	265,734.00	
	INARI AMERTRON BHD	64,300	4.25	273,275.00	
マレーシアリングット 小計		8,507,263	-	7,269,449.89 (198,045,985)	
タイバーツ	IRPC PCL - NVDR	439,400	3.98	1,748,812.00	
	SABINA PCL-NVDR	16,000	20.20	323,200.00	
	CP ALL PCL-NVDR	23,100	65.00	1,501,500.00	
タイバーツ 小計		478,500	-	3,573,512.00 (12,400,086)	
フィリピンペソ	AYALA LAND INC	76,300	37.15	2,834,545.00	
	GLOBAL FERRONICKEL HOLDINGS	2,666,000	2.06	5,491,960.00	
	NICKEL ASIA CORPORATION	249,800	5.02	1,253,996.00	
	SHAKEYS PIZZA ASIA VENTURES	305,000	8.94	2,726,700.00	
	PUREGOLD PRICE CLUB INC	65,900	41.45	2,731,555.00	
	BDO UNIBANK INC	19,900	125.60	2,499,440.00	
	RIZAL COMMERCIAL BANKING CORPORATION	84,600	20.60	1,742,760.00	
	SECURITY BANK CORP	23,900	120.50	2,879,950.00	
フィリピンペソ 小計		3,491,400	-	22,160,906.00 (50,150,130)	
インドネシアルピア	SUMALINDO LESTARI JAYA PT	4,875,600	50.00	243,780,000.00	
	SURYA TOTO INDONESIA PT	3,168,000	212.00	671,616,000.00	
	TOTAL BANGUN PERSADA	4,795,900	336.00	1,611,422,400.00	
	WIJAYA KARYA BANGUNAN GEDUNG	3,382,000	202.00	683,164,000.00	
	INTEGRA INDOCABINET TBK PT	1,522,000	850.00	1,293,700,000.00	
	SURYA PERTIWI TBK PT	1,134,399	680.00	771,391,320.00	
	SOLUSI SINERGI DIGITAL TBK P	1,320,000	675.00	891,000,000.00	
	ELECTRONIC CITY INDONESIA TB	1,640,000	940.00	1,541,600,000.00	
	RAMAYANA LESTARI SENTOSA PT	982,300	780.00	766,194,000.00	
	TEMPO SCAN PACIFIC TBK PT	765,300	1,485.00	1,136,470,500.00	
	BANK BUKOPIN TBK PT	559,300	430.00	240,499,000.00	
	INTILAND DEVELOPMENT TBK PT	3,584,400	175.00	627,270,000.00	
	LIPPO CIKARANG PT	533,300	1,385.00	738,620,500.00	
	MODERNLAND REALTY TBK PT	4,754,500	51.00	242,479,500.00	
	PT.INDONESIA PONDASI RAYA TBK	1,760,800	242.00	426,113,600.00	
	DIGITAL MEDIATAMA MAXIMA TBK	76,900	2,780.00	213,782,000.00	
	M CASH INTEGRASI PT	10,900	13,000.00	141,700,000.00	
	METRODATA ELECTRONIC PT	256,600	3,540.00	908,364,000.00	
	NFC Indonesia Tbk PT	25,000	9,800.00	245,000,000.00	
インドネシアルピア 小計		35,147,199	-	13,394,166,820.00 (107,153,334)	
ベトナムドン	VIET NAM DAIRY PRODUCTS JSC	10,450	86,100.00	899,745,000.00	
ベトナムドン 小計		10,450	-	899,745,000.00 (4,532,015)	
合計		58,991,815	-	482,866,119 (482,866,119)	

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	マレーシアリングット	AME ELITE CONSORTIUM BH-CW26	6,133.00	1,901.23	
		PERAK TRANSIT BHD-CW26	68,683.00	12,706.35	
		SECUREMETRIC BHD-WA	398,000.00	15,920.00	

新株予約権証券	マレーシアリングット 小計	472,816.00	30,527.58 (831,681)	
合計		472,816.00	831,681 (831,681)	

（注）有価証券明細表注記

- 1．通貨ごとの小計の欄における（ ）内は、邦貨換算額であります。
- 2．合計金額欄の記載は邦貨額であります。（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- 3．通貨の表示は外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
- 4．新株予約権証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。
- 5．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率（注1）	組入新株予約権証券時価比率（注2）	有価証券の合計金額に対する比率
オーストラリアドル	1	0.5%	-	0.6%
香港ドル	6	4.2%	-	4.8%
シンガポールドル	8	15.3%	-	17.5%
マレーシアリングット	34	35.8%	-	40.9%
	3	-	0.2%	0.2%
タイバーツ	3	2.2%	-	2.6%
フィリピンペソ	8	9.1%	-	10.4%
インドネシアルピア	19	19.4%	-	22.2%
ベトナムドン	1	0.8%	-	0.9%
合計	83	87.4%	0.2%	100.0%

（注1）組入株式時価比率は、通貨ごとの組入株式の純資産に対する比率であります。

（注2）組入新株予約権証券時価比率は、通貨ごとの組入新株予約権証券の純資産に対する比率であります。

第2．信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4．不動産等明細表

該当事項はありません。

第5．商品明細表

該当事項はありません。

第6．商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7．再生可能エネルギー発電設備等明細表

該当事項はありません。

第8．公共施設等運営権等明細表

該当事項はありません。

第9．その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第10．借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2021年12月30日現在

資産総額	532,010,973 円
負債総額	1,151,120 円
純資産総額（ - ）	530,859,853 円
発行済数量	484,351,220 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0960 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(9) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

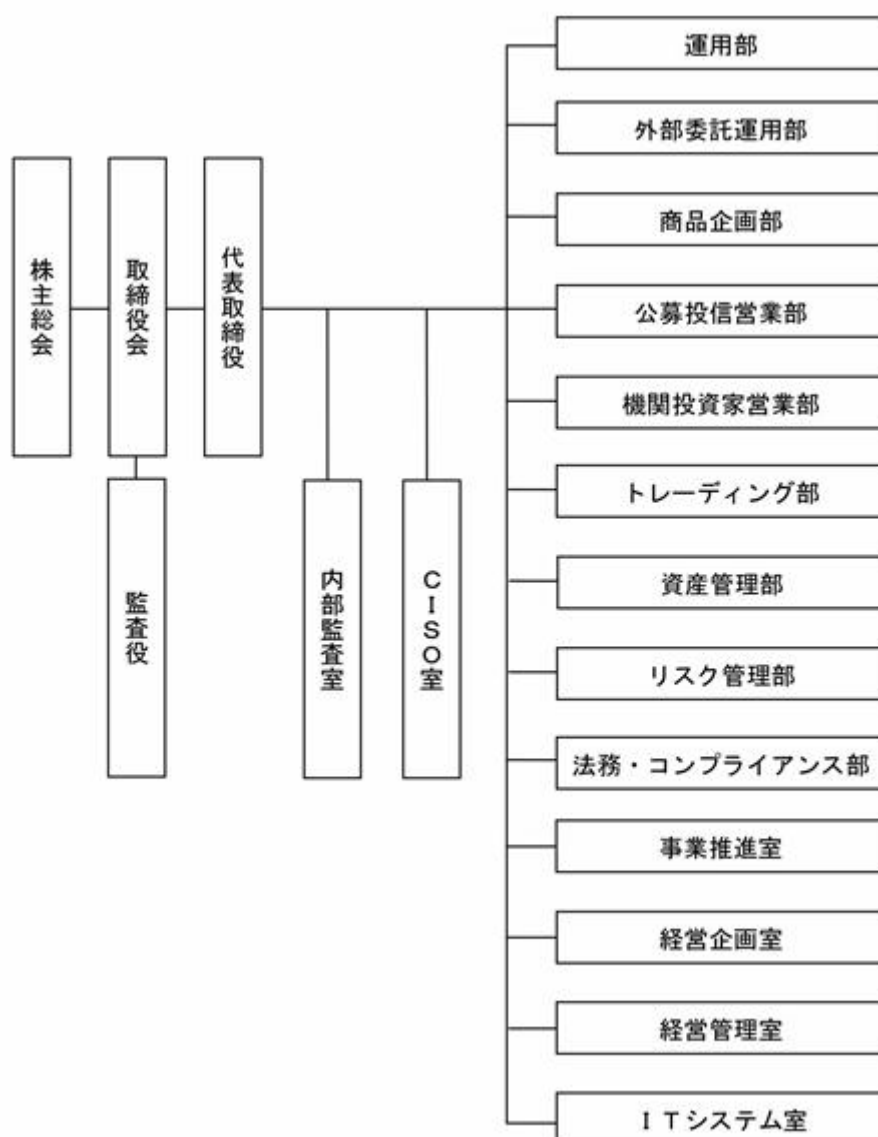
(1) 資本金の額

2021年12月末日現在の資本金の額は金95百万円です。なお、発行可能株式総数は100,000株であり、発行済株式総数は71,129株です。

最近 5 年間における資本金の増減はありません。

(2) 会社の機構

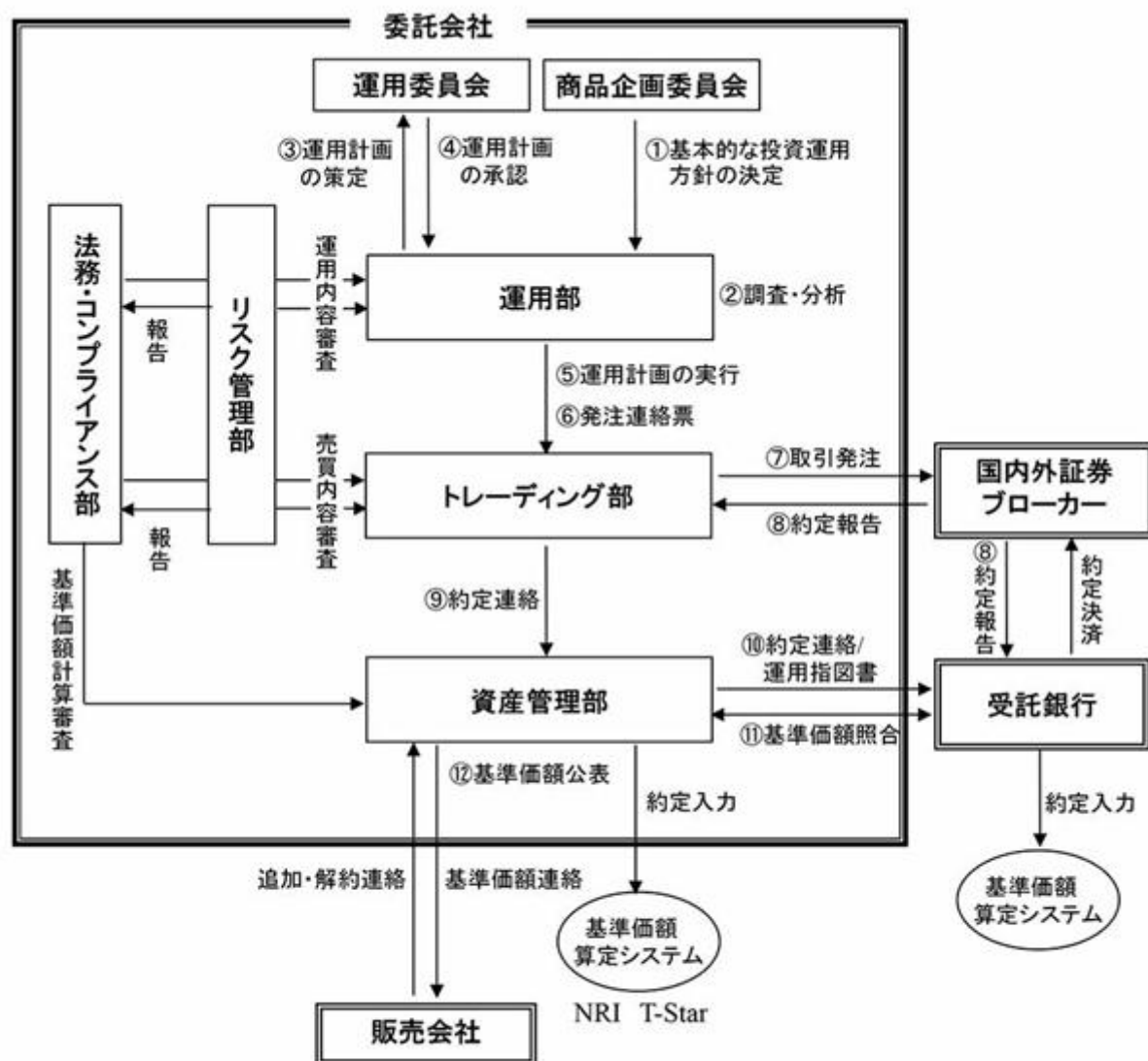
a . 組織図



b. 投資信託財産の運用の指図に係わる決定を行なう社内組織：

代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される商品企画委員会を投資運用方針の審議・決定機関として、その決定に則り、運用部門が運用計画の策定、信託財産の運用の指図に関する事項を担当しています。投資方針の決定から運用の指図及び投信計理処理の流れは、下図「投資運用の意思決定と運用指図実施及び計理処理の流れ」のとおりです。

投資運用の意思決定と運用指図実施及び計理処理の流れ



※ 内部監査室は、上記のうち委託会社の全ての業務の監査を行なっています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務、第二種金融商品取引業務を行なっております。

委託会社の運用する証券投資信託は2021年12月末日現在次の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	61	201,875
単位型株式投資信託	15	33,696
追加型公社債投資信託		
単位型公社債投資信託	1	7,813
合計	77	243,386

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 委託会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

(2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．監査証明について

委託会社は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（自2020年4月1日至2021年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度（自2021年4月1日至2022年3月31日）に係る中間会計期間（自2021年4月1日至2021年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

区分	前事業年度 (2020年3月31日現在)		当事業年度 (2021年3月31日現在)	
	金 額		金 額	
	千円	千円	千円	千円
(資産の部)				
流動資産				
1 現金・預金		247,640		273,008
2 前払費用		20,428		13,388
3 未収委託者報酬		255,503		203,230
4 未収運用受託報酬		2,775		2,478
5 未収投資助言報酬		10,261		4,170
6 未収収益		18,245		1,475
7 金銭の信託		1,000		1,000
8 未収還付法人税		38,065		649
9 その他		9,050		12,650
流動資産合計		602,970		512,052
固定資産				
1 有形固定資産		87,414		76,130
(1) 建物	*1	55,738	51,845	
(2) 器具備品	*1	31,676	24,284	
2 無形固定資産		13,302		9,947
(1) ソフトウェア		13,302	9,947	
3 投資その他の資産		177,647		84,114
(1) 投資有価証券		129,503	37,000	
(2) 出資金		173	173	
(3) 長期差入保証金		46,855	46,855	
(4) その他		1,116	85	
固定資産合計		278,365		170,192
資産合計		881,336		682,244
(負債の部)				
流動負債				
1 預り金		11,681		10,802
2 未払金		96,161		91,877
(1) 未払手数料	81,124		69,392	
(2) その他未払金	15,037		22,484	
3 関係会社未払金		12,432		7,180
4 未払費用		89,996		89,023
5 未払法人税等		1,624		2,290
6 未払消費税等		-		5,104
7 賞与引当金		24,499		28,906
8 前受金		-		134
流動負債合計		236,396		235,318
固定負債				
1 繰延税金負債		7,513		8,723
2 資産除去債務		23,648		23,672
3 その他		2,371		2,371
固定負債合計		33,534		34,767
負債合計		269,930		270,086
(純資産の部)				
株主資本				
1 資本金		95,000		95,000
2 資本剰余金				
(1) 資本準備金	253,212		253,212	
(2) その他資本剰余金	57,136		57,136	
資本剰余金計		310,348		310,348
3 利益剰余金				
(1) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	208,557		4,528	
利益剰余金計		208,557		4,528
株主資本合計		613,906		409,876
評価・換算差額等				

（１）その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計	2,500		2,281	
純 資 産 合 計		611,405		412,157
負 債 ・ 純 資 産 合 計		881,336		682,244

（２）【損益計算書】

区分	前事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)		当事業年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)	
	金 額		金 額	
	千円	千円	千円	千円
営業収益				
1 委託者報酬		1,539,414		1,215,887
2 運用受託報酬		22,553		32,517
3 投資助言報酬		39,914		46,635
4 その他営業収益		18,097		3,342
営業収益計		1,619,979		1,298,384
営業費用				
1 支払手数料		385,097		304,023
2 広告宣伝費		40,103		46,998
3 調査費		494,000		436,010
(1) 調査費	44,236		45,223	
(2) 委託調査費	449,763		390,786	
4 委託計算費		87,729		90,493
5 振替投信費		5,553		4,875
6 営業雑経費		13,691		14,958
(1) 通信費	6,492		8,842	
(2) 印刷費	2,334		1,781	
(3) 諸会費	2,966		2,786	
(4) その他	1,898		1,548	
営業費用計		1,026,176		897,360
一般管理費				
1 給与		347,416		403,208
(1) 役員報酬	50,188		44,986	
(2) 給与・手当	270,395		313,841	
(3) 賞与引当金繰入額	24,499		28,906	
(4) 賞与	-		4,663	
(5) その他報酬給料	2,331		10,809	
2 事務委託費		86,815		45,672
3 交際費		869		311
4 旅費交通費		13,852		1,955
5 租税公課		908		2,395
6 不動産賃借料		45,683		44,355
7 退職給付費用		4,455		5,608
8 福利厚生費		45,160		54,644
9 固定資産減価償却費		10,526		19,210
10 諸経費		20,070		20,264
一般管理費計		575,758		597,627
営業利益又は営業損失（ ）		18,044		196,603
営業外収益				
1 受取配当金		491		170
2 投資有価証券償還益		1,036		-
3 投資有価証券評価益		-		103
4 為替差益		-		1
5 その他		191		818
営業外収益計		1,719		1,093
営業外費用				
1 為替差損		2		-
2 投資有価証券償還損		-		6,602
3 投資有価証券評価損		394		-
4 その他		-		16
営業外費用計		397		6,618
経常利益又は経常損失（ ）		19,365		202,128
特別損失				
1 固定資産除却損 *1		3,306		612
2 移転費用		13,346		-

特別損失計		16,652		612
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）		2,713		202,741
法人税等				
1 法人税、住民税及び事業税	2,140		1,285	
2 法人税等調整額	26,509		3	
法人税等合計		28,649		1,288
当期純損失（ ）		25,936		204,029

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	95,000	253,212	57,136	310,348	368,785	368,785
当期変動額						
剰余金の配当					134,291	134,291
当期純損失					25,936	25,936
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	160,227	160,227
当期末残高	95,000	253,212	57,136	310,348	208,557	208,557

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	774,133	468	468	774,601
当期変動額				
剰余金の配当	134,291			134,291
当期純損失	25,936			25,936
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		2,968	2,968	2,968
当期変動額合計	160,227	2,968	2,968	163,196
当期末残高	613,906	2,500	2,500	611,405

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	95,000	253,212	57,136	310,348	208,557	208,557
当期変動額						
剰余金の配当					-	-
当期純損失					204,029	204,029
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	204,029	204,029
当期末残高	95,000	253,212	57,136	310,348	4,528	4,528

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	613,906	2,500	2,500	611,405
当期変動額				
剰余金の配当	-			-
当期純損失	204,029			204,029
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		4,781	4,781	4,781
当期変動額合計	204,029	4,781	4,781	199,247
当期末残高	409,876	2,281	2,281	412,157

注記事項**（重要な会計方針）**

1 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物3～15年、器具備品3～15年です。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
4 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（重要な会計上の見積り）**固定資産に係る評価****(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額**

建物	51,845千円
器具備品	24,284千円
ソフトウェア	9,947千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、アセット・マネジメント事業の単一事業を営んでおり、当社の取締役会で承認した事業計画に基づき固定資産の減損の兆候の有無を判断した結果、当事業年度において減損の兆候は識別していません。

事業計画は、今後の当社の事業構想をベースとする将来の運用資産の伸びに対し、一定の仮定を置いて策定しております。事業計画に含まれる仮定には一定の不確実性が残るため、計画進捗において大幅な遅れが発生する等、資産グループの収益性の低下が確認された場合には、翌事業年度において、減損損失を認識する可能性があります。

（未適用の会計基準等）**(1) 収益認識に関する会計基準等**

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）

概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響はない見込みであります。

(2) 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響はない見込みであります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「未収運用受託報酬」に含めていた「未収投資助言報酬」は、財務諸表利用者への有用な情報提供に資すると判断したため、当事業年度より区分掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「未収運用受託報酬」に表示していた13,036千円は、「未収運用受託報酬」2,775千円、「未収投資助言報酬」10,261千円として組み替えております。

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業収益」の「運用受託報酬」に含めていた「投資助言報酬」は、財務諸表利用者への有用な情報提供に資すると判断したため、当事業年度より区分掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業収益」の「運用受託報酬」に表示していた62,467千円は、「運用受託報酬」22,553千円、「投資助言報酬」39,914千円として組み替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
*1 有形固定資産の減価償却累計額は、16,513千円であります。	*1 有形固定資産の減価償却累計額は、31,705千円であります。

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
*1固定資産除却損の内訳 建物 2,883千円 器具備品 422千円	*1固定資産除却損の内訳 ソフトウェア 612千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	71,129	-	-	71,129
合計	71,129	-	-	71,129

2．配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定例株主総会	普通株式	134	1,888	2019年3月31日	2019年6月20日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	71,129	-	-	71,129
合計	71,129	-	-	71,129

2．配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、短期的な運転資金確保の観点から、資金運用については短期的な預金等に限定しております。前事業年度及び当事業年度において金融機関からの借入及び社債発行等による資金の調達はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、投資運用業及び投資助言業等からの債権であり、信用リスクに晒されておりますが、会社で定められた手続に従い管理しておりますので投資運用業者等の性格上そのリスクは軽微であると考えております。

営業債務である未払金、未払手数料、未払費用は、投資運用業及び投資助言業等の債務であり、会社で定められた手続に従い管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）2を参照ください。）

前事業年度（2020年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	247,640	247,640	-
(2) 未収委託者報酬	255,503	255,503	-
(3) 未収運用受託報酬	2,775	2,775	-
(4) 未収投資助言報酬	10,261	10,261	-
(5) 未収還付法人税等	38,065	38,065	-
(6) 投資有価証券	129,476	129,476	-
(7) 長期差入保証金	46,855	45,021	1,833
資産計	730,578	728,745	1,833
(1) 未払手数料	81,124	81,124	-
(2) その他未払金	15,037	15,037	-
(3) 関係会社未払金	12,432	12,432	-
(4) 未払費用	89,996	89,996	-
(5) 未払法人税等	1,624	1,624	-
負債計	200,214	200,214	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項は、次のとおりであります。

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬、(5) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は基準価額によっております。

(7) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、返還時期を見積ったうえ、将来キャッシュフローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、(3) 関係会社未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（2021年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（１）現金・預金	273,008	273,008	-
（２）未収委託者報酬	203,230	203,230	-
（３）未収運用受託報酬	2,478	2,478	-
（４）未収投資助言報酬	4,170	4,170	-
（５）未収還付法人税等	649	649	-
（６）投資有価証券	36,964	36,964	-
（７）長期差入保証金	46,855	45,324	1,530
資産計	567,357	565,827	1,530
（１）未払手数料	69,392	69,392	-
（２）その他未払金	22,484	22,484	-
（３）関係会社未払金	7,180	7,180	-
（４）未払費用	89,023	89,023	-
（５）未払法人税等	2,290	2,290	-
負債計	190,370	190,370	-

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項は、次のとおりであります。

資産

- （１）現金・預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収運用受託報酬、（４）未収投資助言報酬、（５）未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- （６）投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は基準価額によっております。

- （７）長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、返還時期を見積ったうえ、将来キャッシュフローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- （１）未払手数料、（２）その他未払金、（３）関係会社未払金、（４）未払費用、（５）未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

	前事業年度 （2020年3月31日現在）	当事業年度 （2021年3月31日現在）
匿名組合出資金(注1)	26	35
出資金(注1)	173	173

(注1)上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

（注）３．金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2020年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超 （千円）
現金・預金	247,640	-	-
未収委託者報酬	255,503	-	-
未収運用受託報酬	2,775	-	-
未収投資助言報酬	10,261	-	-
未収還付法人税等	38,065	-	-
長期差入保証金	-	-	46,855

当事業年度（2021年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金・預金	273,008	-	-
未収委託者報酬	203,230	-	-
未収運用受託報酬	2,478	-	-
未収投資助言報酬	4,170	-	-
未収還付法人税等	649	-	-
長期差入保証金	-	-	46,855

(注) 4. 金銭債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2020年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
未払手数料	81,124	-	-
その他未払金	15,037	-	-
関係会社未払金	12,432	-	-
未払費用	89,996	-	-
未払法人税等	1,624	-	-

当事業年度（2021年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
未払手数料	69,392	-	-
その他未払金	22,484	-	-
関係会社未払金	7,180	-	-
未払費用	89,023	-	-
未払法人税等	2,290	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2020年3月31日現在）

(単位：千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	18,471	15,000	3,471
小計	18,471	15,000	3,471
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	111,004	116,977	5,972
小計	111,004	116,977	5,972
合計	129,476	131,977	2,500

(注) 1. 取得原価の内訳

投資信託受益証券

131,977千円

(注) 2. 前事業年度において、投資信託受益証券について503千円の減損処理を行っております。

減損処理にあたっては時価が取得原価に比べ50%程度以上下落しているものについては、合理的な反証が無い限り、時価が取得原価まで回復する見込みの無い著しい下落とみなし、減損処理を行っております。

当事業年度（2021年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	29,335	25,500	3,835
小計	29,335	25,500	3,835
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	7,629	7,977	347
小計	7,629	7,977	347
合計	36,964	33,477	3,487

（注）1．取得原価の内訳

投資信託受益証券

33,477千円

2．償還したその他有価証券

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

種類	償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
投資信託受益証券	7,536	1,479	443
合計	7,536	1,479	443

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

種類	償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
投資信託受益証券	104,897	2,997	9,599
合計	104,897	2,997	9,599

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社では、確定拠出年金制度を採用しております。

2．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）4,455千円、当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）5,608千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
（繰延税金資産）		
賞与引当金	8,474	9,998
未払法定福利費	1,329	1,418
未払退職金	820	820
投資有価証券評価損	353	353
繰越欠損金	10,919	75,570
資産除去債務	8,180	8,188
繰延資産償却費	1,024	899
その他	115	90
繰延税金資産小計	31,218	97,339
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	10,919	75,570
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	16,288	21,768
評価性引当額 小計（注1）	27,207	97,339
繰延税金資産合計	4,010	-
（繰延税金負債）		
資産除去債務に対応する除去費用	8,041	7,496
未収還付事業税	3,464	-
その他有価証券評価差額金	-	1,206
その他	17	20
繰延税金負債合計	11,523	8,723
繰延税金資産（負債）の純額	7,513	8,723

（注1）評価性引当額が70,132千円増加しております。この増加の主な要因は、繰越欠損金に係る将来減算一時差異の増加64,651千円であります。

（注2）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰延期限別の金額

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	-	10,919	10,919
評価性引当額	-	-	-	-	-	10,919	10,919
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	-	75,570	75,570
評価性引当額	-	-	-	-	-	75,570	75,570
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	34.59%	34.59 %
(調整)		
住民税均等割額	77.36%	0.63 %
評価性引当額の増減額	943.94%	34.59 %
その他	0.01%	0.00 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1055.91%	0.64 %

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

不動産賃借契約に基づく本社オフィスの退去時における原状回復費

2. 当該資産除去債務の金額の算定法

使用見込期間を主として取得から15年と見積り、使用見込期間に対応した割引率として国債の利回りを使用して資産除去債務金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
期首残高	-千円	23,648千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	23,642千円	-千円
時の経過による調整額	5千円	23千円
その他増減額	-千円	-千円
期末残高	23,648千円	23,672千円

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

当社は、アセット・マネジメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン諸島	その他	合計
1,588,504	11,709	19,765	1,619,979

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、公募投資信託であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数のため、記載を省略しております。

運用受託報酬・投資助言報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン諸島	その他	合計
1,271,460	9,954	16,969	1,298,384

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2)有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、委託者報酬を最終的に負担する受益者は制度上把握していないため、記載を省略しております。

運用受託報酬・投資助言報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 （百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
その他の関係会社	アストマックス株式会社	東京都品川区	2,013	持株会社	（被所有） 直接 49.9	役員の兼務、 業務委託	業務委託料 （注1）	62,790	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）業務委託料については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 （百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
その他の関係会社	アストマックス株式会社	東京都品川区	2,013	持株会社	（被所有） 直接 49.9	役員の兼務、 業務委託	業務委託料 （注1）	13,000	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）業務委託料については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
財務諸表作成会社と同一の親会社をもつ会社	株式会社 Magne-Max Capital Management	大阪府 大阪市	95	投資助言業	-	役員の兼務、 投資顧問契約の 締結	投資顧問料 (注1)	114,595	未払費用	28,785

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資顧問料については、投資顧問契約の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
財務諸表作成会社と同一の親会社をもつ会社	株式会社 Magne-Max Capital Management	大阪府 大阪市	95	投資助言業	-	役員の兼務、 投資顧問契約の 締結	投資顧問料 (注1)	79,411	未払費用	33,993

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資顧問料については、投資顧問契約の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ソフトバンクグループ株式会社（東京証券取引所に上場）

ソフトバンクグループジャパン株式会社（非上場）

ソフトバンク株式会社（東京証券取引所に上場）

Aホールディングス株式会社（非上場）

Zホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

Zホールディングス中間株式会社（非上場）

ヤフー株式会社（非上場）（注）

（注）Zホールディングスグループの組織再編に伴い、2021年4月1日に当社の株式がヤフー株式会社からZフィナンシャル株式会社へ異動したため、直接の親会社につきましては、Zフィナンシャル株式会社に変更しております。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日）	当事業年度 （自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日）
1株当たり純資産額	8,595円73銭	5,794円51銭
1株当たり当期純損失金額（ ）	364円64銭	2,868円44銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	-
	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注1) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （2020年 3 月31日現在）	当事業年度 （2021年 3 月31日現在）
純資産の部の合計額	611,405千円	412,157千円
普通株式に係る期末の純資産額	611,405千円	412,157千円
普通株式の発行済株式数	71,129株	71,129株
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	71,129株	71,129株

(注2) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日）	当事業年度 （自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日）
当期純損失金額（ ）	25,936千円	204,029千円
普通株式に係る当期純損失金額（ ）	25,936千円	204,029千円
普通株式の期中平均株式数	71,129株	71,129株

（重要な後発事象）

（多額な資金の借入）

１．当社は、2021年5月31日開催の臨時取締役会決議に基づき、運転資金の効率的な調達を行うため、以下のとおり極度貸付契約を締結いたしました。

２．極度貸付契約締結の概要

（１）契約締結先	Zホールディングス株式会社	アストマックス株式会社
（２）極度額	300,000千円	100,000千円
（３）借入金利	短期プライムレート＋0.1%	短期プライムレート＋0.1%
（４）契約日	2021年 5 月31日	2021年 5 月31日
（５）契約期間	2021年 5 月31日から 2 年間	2021年 5 月31日から 2 年間
（６）担保状況	無し	無し
（７）資金用途	運転資金	運転資金

中間財務諸表

（中間貸借対照表）

科目	第20期中間会計期間末 (2021年9月30日現在)	
	金 額	
	千円	千円
(資産の部)		
流動資産		
1 現金・預金		153,981
2 前払費用		19,017
3 未収委託者報酬		180,561
4 未収運用受託報酬		1,283
5 金銭の信託		1,000
6 その他		6,266
流動資産合計		362,111
固定資産		
1 有形固定資産		71,621
(1) 建物 *1	49,899	
(2) 器具備品 *1	21,722	
2 無形固定資産		8,023
(1) ソフトウェア	8,023	
3 投資その他の資産		81,962
(1) 投資有価証券	34,934	
(2) 出資金	173	
(3) 長期差入保証金	46,855	
固定資産合計		161,607
資産合計		523,719
(負債の部)		
流動負債		
1 預り金		11,951
2 未払金		76,268
(1) 未払手数料	61,898	
(2) その他未払金	14,369	
3 関係会社未払金		3,840
4 未払費用		83,631
5 未払法人税等		1,145
6 未払消費税等		4,530
7 賞与引当金		18,399
8 前受金		9,896
流動負債合計		209,662
固定負債		
1 資産除去債務		23,684
2 繰延税金負債		8,511
3 その他		2,371
固定負債合計		34,568
負債合計		244,230
(純資産の部)		
株主資本		
1 資本金		95,000
2 資本剰余金		
(1) 資本準備金	253,212	
(2) その他資本剰余金	57,136	
資本剰余金合計		310,348
3 利益剰余金		
(1) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	128,256	
利益剰余金合計		128,256
株主資本合計		277,092
評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		2,396
評価・換算差額等合計		2,396
純資産合計		279,489
負債・純資産合計		523,719

（中間損益計算書）

		第20期中間会計期間 (自2021年4月1日 至2021年9月30日)	
科目		金額	
		千円	千円
営業収益			
1 委託者報酬			488,895
2 運用受託報酬			21,099
3 投資助言報酬			22,224
4 その他営業収益			1,005
営業収益計			533,224
営業費用			
1 支払手数料			128,806
2 広告宣伝費			15,003
3 調査費			174,264
(1) 調査費	25,647		
(2) 委託調査費	148,616		
4 委託計算費			45,952
5 振替投信費			2,273
6 営業雑経費			9,512
(1) 通信費	4,199		
(2) 印刷費	1,260		
(3) 諸会費	1,743		
(4) その他	2,309		
営業費用計			375,814
一般管理費			
1 給料			199,626
(1) 役員報酬	19,862		
(2) 給料・手当	159,326		
(3) 賞与引当金繰入額	17,787		
(4) その他報酬給料	2,651		
2 事務委託費			17,679
3 交際費			145
4 旅費交通費			192
5 租税公課			1,331
6 不動産賃借料			22,177
7 退職給付費用			2,891
8 福利厚生費			25,222
9 固定資産減価償却費	*1		8,463
10 諸経費			12,309
一般管理費計			290,039
営業損失			132,628
営業外収益			
1 受取配当金			39
2 投資有価証券償還益			295
3 投資有価証券評価益			103
4 その他			306
営業外収益計			745
営業外費用			
1 為替差損			9
2 支払利息			18
営業外費用計			28
経常損失			131,911
税引前中間純損失			131,911
法人税、住民税及び事業税			1,145
法人税等調整額			272
中間純損失			132,784

（中間株主資本等変動計算書）

第20期中間会計期間（自2021年4月1日 至2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	95,000	253,212	57,136	310,348	4,528	4,528
当中間期変動額						
中間純損失（ ）					132,784	132,784
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	-	-	-	-	132,784	132,784
当中間期末残高	95,000	253,212	57,136	310,348	128,256	128,256

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	409,876	2,281	2,281	412,157
当中間期変動額				
中間純損失（ ）	132,784			132,784
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)		115	115	115
当中間期変動額合計	132,784	115	115	132,668
当中間期末残高	277,092	2,396	2,396	279,489

注記事項

（重要な会計方針）

1 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物3～15年、器具備品3～15年です。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。
4 収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財産の運用指図等を行っております。 当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。 (2) 投資運用業務 投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。 当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しています。 (3) 投資助言業務 投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。 当該契約については、助言期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しています。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、キャッシュ・バック等の顧客に支払われる対価について、従来は営業費用として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当中間会計期間の中間貸借対照表への影響はありません。当中間会計期間の中間損益計算書は、営業収益は1,081千円減少し、営業費用は1,081千円減少しておりますが、営業損失、経常損失及び税引前中間純損失への影響はありません。当中間会計期間の中間株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の当期首残高への影響はありません。また、1株当たり情報に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。また、（金融商品関係）注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

（中間貸借対照表関係）

第20期中間会計期間末 (2021年9月30日現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は、38,244千円であります。	
2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、親会社であるZホールディングス株式会社及びその他の関係会社であるアストマックス株式会社と極度貸付契約を締結しております。この契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。	
極度額	400,000千円
借入実行残高	-千円
差引額	400,000千円

（中間損益計算書関係）

第20期中間会計期間 (自2021年4月1日 至2021年9月30日)	
*1 減価償却実施額	
有形固定資産	6,539千円
無形固定資産	1,923千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第20期中間会計期間（自2021年4月1日 至2021年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	71,129	-	-	71,129

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第20期中間会計期間末（2021年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（注）は、次表に含めておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、記載を省略しております。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	34,934	34,934	-
(2) 長期差入保証金	46,855	45,671	1,183

（注）市場価格のない株式等は次のとおりであり、上表には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券（匿名組合出資金）	33
出資金	173

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に定める経過措置を適用した中間貸借対照表における投資信託等の金額は34,934千円であります。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第20期中間会計期間末（2021年9月30日現在）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	45,671	-	45,671
資産計	-	45,671	-	45,671

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

長期差入保証金

返還時期を見積もったうえ、将来キャッシュフローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算出した価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第20期中間会計期間末（2021年9月30日現在）

1. その他有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(注)	30,519	26,500	4,019
小計	30,519	26,500	4,019
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(注)	4,382	4,737	355
小計	4,382	4,737	355
合計	34,901	31,237	3,664

（注）1. 投資信託受益証券であります。

2. 市場価格のない株式等（匿名組合出資金（中間貸借対照表計上額33千円）及び出資金（中間貸借対照表計上額173千円））は、上表には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第20期中間会計期間（自2021年4月1日 至2021年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

不動産賃借契約に基づく本社オフィスの退去時における原状回復費

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主として取得から15年と見積り、使用見込期間に対応した割引率として国債の利回りを使用して資産除去債務金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第20期中間会計期間 （自2021年4月1日 至2021年9月30日）
期首残高	23,672千円
時の経過による調整額	11千円
中間期末残高	23,684千円

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

第20期中間会計期間（自2021年4月1日 至2021年9月30日）

	第20期中間会計期間 （自2021年4月1日 至2021年9月30日）
投資信託委託業務	488,895千円
投資運用業務	21,099千円
投資助言業務	22,224千円
その他	1,005千円
顧客との契約から生じる営業収益	533,224千円

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第20期中間会計期間（自2021年4月1日 至2021年9月30日）

当社は、アセット・マネジメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

第20期中間会計期間（自2021年4月1日 至2021年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
524,680	8,543	533,224

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、報酬を最終的に負担する受益者は制度上把握していないため、記載を省略しております。

運用受託報酬・投資助言報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

	第20期中間会計期間 （自2021年4月1日 至2021年9月30日）
1株当たり純資産額	3,929円33銭
1株当たり中間純損失金額（ ）	1,866円81銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	-
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式は存在しないため記載しておりません。	

（注1）1株当たり純資産の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第20期中間会計期間末 （2021年9月30日現在）
純資産の部の合計額	279,489千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額	279,489千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数	71,129株

（注２）１株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第20期中間会計期間 （自2021年４月１日 至2021年９月30日）
中間純損失金額（ ）	132,784千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失金額（ ）	132,784千円
普通株式の期中平均株式数	71,129株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) みずほ信託銀行株式会社（「受託会社」）

資本金の額

2021年9月末日現在、247,369百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2021年9月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) アイザワ証券株式会社（「販売会社」）

資本金の額

2021年9月末日現在、8,000百万円

事業の内容

「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) フェイム・アセット・マネジメント（英文名：PHEIM Asset Management SDN BHD）（「投資顧問会社」）

資本金の額

2021年9月末日現在、5,000,000マレーシアリングット

事業の内容

有価証券などに係る投資顧問業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行ないます。

(2) 販売会社の業務

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の請求の受付、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行ないます。

(3) 投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を使用し、ファンドの形態等を記載をする場合があります。
- (2) 有価証券届出書「第一部証券情報」、「第二部ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (3) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (4) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (5) 目論見書の巻末に約款等を掲載することがあります。
- (6) 目論見書に委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載することがあります。
- (7) 目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- (8) 目論見書に金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を記載することがあります。
- (9) 目論見書に最新の運用実績、運用状況を記載することがあります。
- (10) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得し、使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2021年6月24日

PayPayアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

山

田

信

之

印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているPayPayアセットマネジメント株式会社（旧社名 アストマックス投信投資顧問株式会社）の2020年4月1日から2021年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PayPayアセットマネジメント株式会社（旧社名 アストマックス投信投資顧問株式会社）の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和4年1月12日

PayPayアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 山田 信之 印

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPHEIM ASEAN株式ファンドの令和2年11月21日から令和3年11月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PHEIM ASEAN株式ファンドの令和3年11月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、PayPayアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

PayPayアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月20日

PayPayアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

山田 信之

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているPayPayアセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、PayPayアセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。